

津市一人親家庭等児童小学校入学・中学校卒業祝品支給要綱

平成 18 年 3 月 31 日訓第 165 号

改正 平成 26 年 10 月 31 日訓第 104 号

平成 29 年 3 月 28 日訓第 22 号

令和 6 年 1 月 23 日訓第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、一人親家庭等の児童の福祉の増進を図るため、当該児童の小学校への入学及び中学校の卒業の際に祝品を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一人親家庭等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 1 項に規定する配偶者のない女子又は同条第 2 項に規定する配偶者のない男子が児童を養育（当該児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）している家庭及び同法附則第 3 条第 1 項に規定する父母のない児童を養育している者が属する家庭をいう。
- (2) 小学校 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部をいう。
- (3) 中学校 学校教育法に規定する中学校、義務教育学校の後期課程及び特別支援学校の中学部をいう。

(祝品の支給)

第 3 条 祝品は、一人親家庭等の児童（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の措置（同法第 42 条に規定する障害児入所施設への入所措置が通園による場合を除く。）及び第 27 条第 2 項に規定する指定発達支援医療機関への委託措置を受けている者を除く。）が小学校に入学したとき及び中学校を卒業したときに、一人親家庭等の児童を養育する者（本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。）に、予算の範囲内において支給するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、小学校に入学したとき及び中学校を卒業したときに、本市から他の制度に基づく金品等の給付を受ける者に対しては、祝品は、支給しないものとする。

（申請）

第4条 祝品の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期日までに、一人親家庭等児童小学校入学・中学校卒業祝品支給申請書（第1号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、市長が別に定める場合を除き、津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年津市条例第33号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により前項に規定する申請を行うことができる。

（支給決定及び通知）

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかに審査の上、その結果を一人親家庭等児童小学校入学・中学校卒業祝品支給決定通知書（第2号様式）又は一人親家庭等児童小学校入学・中学校卒業祝品不支給決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（支給時期）

第6条 祝品の支給時期は、次の各号に掲げる祝品の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 小学校入学祝品 5月

(2) 中学校卒業祝品 3月

（支給決定の取消し等）

第7条 市長は、対象者が偽りその他不正な行為により祝品の支給の決定を受けたと認めるときは、直ちにその支給の決定を取り消すものとする。この場合において、既に祝品の支給を受けた者は、速やかに当該祝品を返還しなければならない。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月31日訓第104号）

この訓は、平成26年11月1日から施行する。

附 則（平成２９年３月２８日訓第２２号）

この訓は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則（令和６年１月２３日訓第２号）

この訓は、令和６年２月１日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

一人親家庭等児童小学校入学・中学校卒業祝品支給申請書

年 月 日

（宛先） 津市長

（〒 ）

住所

申請者 氏名

電話

津市一人親家庭等児童小学校入学・中学校卒業祝品支給要綱第 4 条の規定に基づき、
次のとおり祝品の支給を申請します。

児童の氏名	生年月日	支給理由 (該当するものを○で囲んでください。)	学校名
		小学校入学 ・ 中学校卒業	
		小学校入学 ・ 中学校卒業	
		小学校入学 ・ 中学校卒業	

第 2 号様式（第 5 条関係）

一人親家庭等児童小学校入学・中学校卒業祝品支給決定通知書

（記 号 番 号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 

年 月 日付けで申請のあった一人親家庭等児童小学校入学・中学校卒業祝品の支給について次のとおり決定したので通知します。

対象児童氏名

祝品名

第 3 号様式（第 5 条関係）

一人親家庭等児童小学校入学・中学校卒業祝品不支給決定通知書

（記 号 番 号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のあった一人親家庭等児童小学校入学・中学校卒業祝品の支給申請については、不支給と決定したので通知します。

不支給の理由